

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

令和5年9月25日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正義君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（14名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	志村明子君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健康いきいき部長	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	総務管財課長	関根崇君
契約検査課長	長瀬正人君	生涯学習課長	岩野秀夫君

議事日程

- 第 1 第 5 6 号議案 市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約について  
〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 6〕
- 第 2 5 第 1 号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願
- 第 3 5 第 1 2 号陳情 健康保険証の存続を求める陳情
- 第 4 5 第 1 3 号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情
- 第 5 5 第 1 4 号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情
- 第 6 5 第 1 5 号陳情 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情  
〔建設環境委員会審査報告 日程第 7〕
- 第 7 第 5 5 号議案 市道路線の認定について  
〔決算特別委員会審査報告 日程第 8～日程第 1 4〕
- 第 8 第 4 0 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 4 1 号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 第 4 2 号議案 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 第 4 3 号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 第 4 4 号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 第 4 5 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4 第 4 6 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第 1 5 議第 7 号議案 P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書
- 第 1 6 議第 8 号議案 ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書
- 第 1 7 議第 9 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第 1 8 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 8 まで

午前 9時29分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（東口正美君） 9月21日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

去る9月21日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

配付しておりますとおり、議員提出議案3件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

そのうち、議第9号議案につきましては、今定例会に出席されております全議員による提出となっております。

なお、9月22日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 第56号議案 市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約について

○議長（東口正美君） 日程第1 第56号議案 市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） おはようございます。

ただいま議題となりました第56号議案 市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年9月5日に条件付き一般競争入札を実施したところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第56号議案資料も併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は、市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、市民体育館空調及び照明設備等更新工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。7月18日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は14者でありましたが、うち8者が辞退しております。

3の契約の金額は、2億6,324万1,000円であります。

なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税に相当する金額2,393万1,000円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都町田市本町田3675番地1、名称、株式会社渡辺工業所、代表者、代表

取締役、渡邊泰史であります。

工期は、議決日の翌日から令和7年3月18日までであります。

なお、落札業者とは、令和5年9月6日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、工事概要調書を御覧いただきたいと存じます。

本工事の概要であります。市民体育館の空調設備、換気設備及びこれらの自動制御設備並びに照明設備の更新を行うものであります。

なお、メインアリーナにつきましては、別途空調設備が設置されておりますので、本工事の対象外であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） それでは、この工事の詳細につきまして、空調、換気、自動制御、照明等の設備の更新ということがございますけれども、この工事の詳細を何うのと併せまして、これらの更新を踏まえての体育館の耐用年数、こういったものをどのようにお考えなのか伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 今般の工事のまず詳細について申し上げます。

特に空調設備に関しましては、市民体育館開館から約30年経過してございまして、老朽化著しいところでございます。そこで、空調設備につきましても、老朽化に伴うところで改修工事が必要というところになってございます。

これまではガスを用いて稼働させてございましたが、この改修工事に伴いまして電気で稼働する空調設備に改修する予定でございます。先ほど副市長からもございましたとおり、第1体育室につきましては既に空調工事は改修してございますので、それ以外の館内の空調設備を改修するような内容でございます。

また、照明につきましては、全てLED化するというふうな工事でございますので、おおよその詳細につきましては、このような工事内容でございます。

また、耐用年数につきましては、これは一般的なものになりますが、例えばLEDに関しましては一般的に約4万時間と言われてございます。また、こういった空調設備に関しましては、一般的に約15年程度というふうにと言われてございます。

ただ、市民体育館という施設でございますので、こういった設備、フル稼働するときにままたまございまして、経年劣化によることも十分考えられますので、対応につきまして、設備の状況につきましては適宜注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

○21番（床鍋義博君） 契約のことについてお聞きします。

これ見ると、落札価格のところは3つそろってるところもちょっとおかしい——おかしいわけではないんですけども、珍しいかなと思うんですけども、その中でまたくじ引ってということなんですけども、これ過去にこういった入札の案件でこういうケースがあったのかどうかだけ確認させてください。

○契約検査課長（長瀬正人君） 過去の状況でございます。こちらについて、契約金額3,000万円以上の工事等につきまして、過去10年間の状況を確認いたしました。同額により、くじで落札者を決定した案件というのは1件でございました。

また、3者が同額になった要因についてでございますけれども、最低制限価格が影響しているものと推察しているところでございます。最低制限価格につきましては、国及び東京都に準拠しまして基準を設けておりますが、国におきまして、ダンピング防止等の背景から、算定方法に上昇傾向が見られているところでございます。最低制限価格が上昇いたしますと予定価格と最低制限価格の幅が狭まりますので、狭い範囲での競争というような状況になるところでございます。

入札金額につきましては、入札参加業者が工事費等を積算して出しているものということでございますが、最低制限価格を想定した中での入札金額の決定ということにより、3者が同額になったのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 市民体育館空調及び照明設備等更新工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 5第 1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願

日程第3 5第 1 2号陳情 健康保険証の存続を求める陳情

日程第4 5第 1 3号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政

府に送付することを求める陳情

日程第5 5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

日程第6 5第15号陳情 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情

○議長（東口正美君） 日程第2 5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願、日程第3 5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、日程第4 5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、日程第5 5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、日程第6 5第15号陳情 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情、以上、請願1件、陳情4件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、総務委員会委員長、森田博之議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 森田博之君 登壇〕

○10番（森田博之君） ただいま議題に供されました5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、5第15号陳情 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和5年9月14日に本委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願を議題に供した後、朗読終了後、紹介議員の説明の後、直ちに質疑を行いました。

1番目の委員より、市側の認識について、請願理由の内容に記載されている前議会で市長が二審で市側一部敗訴と述べられたことについて、その根拠についての質疑がありました。市側は、一部敗訴とした根拠について、東京高等裁判所の判決において、本件控訴は一部理由がある。訴訟費用の10分の9を控訴人の負担とする理由は、原判決が変更されたことによるものと認識していると答弁がありました。

続いて、2番目の委員の質疑の中で、紹介議員に、市長答弁に含まれていた不適切な表現について確認を求め、紹介議員は、一審で市側の勝訴、二審で市側一部敗訴、裁判所での判断の分かれる事案であったというものの答弁があり、地裁判決より高裁判決が優先、内容としては市側の全面敗北との認識を示しました。

また、市側に謝罪についての認識について尋ね、市側は、謝罪については義務はないと受け止めている。ただし、判決については真摯に受け止めている。公民館の適切な運用についても対応していきたいとの認識を示しました。

続いて、3番目の委員より、質疑の中で、市に対し、市の一部敗訴という表現の正当性について質疑いたしました。市は、市の立場として一部敗訴という表現を使った理由を説明し、市は判決を真摯に受け止め、今後の適切な運用に努めるとの答弁がありました。

続いて、4番目の委員より、市の判断について、表現の自由の重要性を強調し、職員の処分や市の判断を問いました。市は、当時は取扱基準に沿って中央公民館長の判断で修正を求めたが、今回の判決で問題があったということで、現状は複数職員で協議した上で対応しているとの答弁でありました。

質疑終了後、4名の委員より自由討議が行われました。

主な自由討議は、次のとおりであります。

1番目の委員からは、判決は高裁で確定している。確定した判決を鑑みるに、市長には法的に請願者の請求を行う義務はない。請願者の常識と市側のそれが一致していなかったことは残念であるが、総合的に判断して賛同には至らなかった。市側の丁寧な対応を求めたいとの発言でした。

2番目の委員からは、高裁判決において、表現の自由が市によって制限されたことは重大な問題。特に、一部敗訴という言葉の使用についても疑問を持った。また、謝罪と公表についても触れ、高裁判決の事実を鑑みれば謝罪が適切であり、重大性から公表すべき。原因の究明と再発防止に市が真摯に受け止め、実行すべきであるとの発言でした。

3番目の委員からは、行政手続法第7条違反への指摘について、判決を真摯に受け入れ、それを実行する意向を述べました。一部の表現についても異議を唱え、改めていただきたいとの発言でした。

4番目の委員からは、請願に対しては、公的な謝罪、関係者への適切な処分、市報への掲載を求めています。判決文の結果に従い、真摯に対応する姿勢を示し、請願の採択は不要だと考えている。また、表現の自由は尊重されるべきである一方、公民館は市民が利用する施設であるため、公序良俗に反する表現や人権侵害などについては組織で検討し、適切に対応すべきとの発言でありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数であったため、5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願は、不採択と決しました。

次に、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情を議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑を行いました。

1人の委員から質疑がありました。

主な質疑の内容は、次のとおりであります。

主に、マイナンバーカードに関する個人情報と保険証の利用についての質疑がありました。答弁では、市はマイナポータルにログインすることにより、自身の健康、医療、税などの個人情報を確認できる。マイナンバーカード使用について、市内医療機関のトラブル等についての状況については把握していない。市民からの問合せもない。また、総点検に関して市は非該当であり、自主的な点検を行っているとのことでありました。

質疑終了後、3名の委員により自由討議が行われました。

主な自由討議は、次のとおりであります。

1番目の委員より、陳情者の不安を理解いたしますが、健康保険証の廃止・中止には賛同できない。岸田総理は、国民の不安を考慮し、廃止の前提条件として不安払拭の措置を進めている。秋に完了する予定の点検と修正作業も行っており、必要な場合に速やかに延長する用意もある。医療保険は国民生活の安心であり、デジタル化も進行中、陳情には賛同できかねるとの御発言でありました。

2番目の委員より、都内の調査では、医療機関でのオンライン資格確認システムのトラブルがあり、患者と医療機関とのトラブルや苦情も寄せられている。高齢者やシステム整備が難しい医療機関も影響を受けていて、紙の保険証も維持すべきと考えている。賛成したいとの御発言でした。

3番目の委員より、当市におけるマイナンバーカードの普及率は75.3%で、健康保険証のひもづけは約7割が済んでいる。岸田総理は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を維持し、必要に応じて見直しを行う方針で、健康保険証の廃止提案もあるが、資格確認書をプッシュ型で配付することが検討されており、実質的には健康保険証が残っていると見てもよいのではとの御発言でした。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数であったため、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情は、不採択と決しました。

次に、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情を議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑を行いました。

1名の委員から質疑がありました。

主な質疑の内容は、次のとおりであります。

障害のある方や寝たきりの方、認知症の方など、社会的に弱い立場の人々がマイナンバーカードの取得や更新が難しいことについて質問され、市は法定代理人が代理で手続きができることが可能と答弁がありました。

質疑終了後、3名の委員により自由討議が行われました。

主な自由討議は、次のとおりであります。

1番目の委員から、特別養護老人ホームでの事例や障害者の問題を指摘しました。健康保険証の廃止が特に弱い立場の人々にとって問題であると強調し、国民皆保険制度を守る上で、紙の保険証の存続のため、意見書を上げられたらと思うと発言がありました。

2番目の委員からは、医療保険制度は国民の安心そのもの、現行の健康保険証廃止時にも全国民が医療を受けられるようにするために、マイナ保険証を持たない人々に対する資格確認書を発行するなどの体制を取るよう現在も継続しているところ、陳情者の不安を理解するが、陳情には賛同できない立場としたいとの御発言でした。

3番目の委員からは、文章の最後のところに、「現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきであります。」ということになっておりますが、現状マイナンバーカードを保険証として活用するかどうかはまさに任意であり、既にこのような対応がなされていると理解しているとの発言でした。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数であったため、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情を議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑を行いました。

1名の委員より質疑がありました。

主な質疑の内容は、次のとおりであります。

インボイス制度による市内の影響について、市に対し質疑がありました。市は、課税事業者でなかった事業者が課税事業者になる場合があると認識していると答弁があり、またシルバー人材センターにも触れ、センターの会員には直接影響はないと認識している。発注者の事務費上乗せで対応することを説明しました。

また、質疑者は、政府も認めるセンターへの影響について指摘し、地域経済にも大きな影響がある可能性の懸念を示しましたが、市は、国の詳細情報が不足しており、具体的な地域経済への影響については現時点では答えられないとの答弁でありました。

質疑終了後、3名の委員により自由討議が行われました。

主な自由討議は、次のとおりであります。

1番目の委員からは、インボイス制度に対する国民の反対が広まっている。シルバー人材センターや免税事業者に影響が出る可能性が高まっている。現実的な選択肢が限られ、多くの業種で廃業の検討が進行中で、物流業界も影響を受け、国民の反対の声が高まっているため、制度導入の時期を検討すべき。オンライン署名も多数集まっており、建設業界の陳情者からは困難が訴えられている。地域経済を支える人々を守るため、意見書の採択を呼びかけたいとの御発言でした。

2番目の委員からは、10月から導入予定の消費税インボイス制度について、この制度が他の諸外国でも一般的であり、軽減税率の導入に際してインボイス制度を導入することが決定されている。また、過去にも同様の陳情が出されたが、そのときの判断は現状どおり進めるべきと議会の意思が示されている。現時点での再考は難しいとの御発言でした。

3番目の委員からは、複数税率に対応した消費税の新制度について、この制度はインボイスによって税額が明確になり、中小企業者にとって価格転嫁が容易になるメリットが期待されている。政府・与党は、適正な課税を実現するために必要と考えており、円滑な導入を図るために経過措置も検討されている。陳情には賛同できない旨を述べました。

さらに、1番目の委員から、年間課税売上げが1,000万円以下の免税事業者については価格転嫁が難しい。軽減制度の特例終了による影響も懸念している。市内の事業者も含めて、小さい事業者、フリーランスで働く方を守っていくにはどうしたらいいかということをきちんと議論することを求めたいとの御発言でした。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数であったため、5第14号陳情「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、5第15号陳情「指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情」を議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑を行いました。

質疑はなく、直ちに自由討議に入りました。

自由討議はなく、討論に入りました。

討論はなく、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立なし、5第15号陳情「指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情」は、不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果報告を終了いたします。

議長において、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

[総務委員会委員長 森田博之君 降壇]

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[7 番 上林真佐恵君 登壇]

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。

日本共産党東大和市議団を代表し、5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

第1号請願の発端となったチラシ設置拒否事件とは、請願人が中央公民館で裁判ごっこという企画の開催告知チラシの配置を求めたところ、館長より、「公判日時」「法廷」「203法廷（学習室）」という部分について修正を求められたというものです。30分ほどのやり取りの後、請願人は修正を受け入れず、チラシを持ち帰り、翌日、当該部分を訂正したチラシを持参し配置がされましたが、請願人は、この一連の行為はチラシの受領配置を拒否した違法行為であり、個人の尊厳と表現の自由を侵害され、著しい精神的苦痛を受けたとして慰謝料10万円の支払いを求め、民事裁判を起こしました。

5月17日、高裁は、東大和市が原告に対して1万円の慰謝料を支払うよう命じ、この判決に対して、原告、被告とも上告しなかったことから、6月1日に確定判決となったものです。

判決の理由は、本件チラシは、憲法21条で定められた表現の自由の保障が及ぶ。本件チラシの配置を不許可とすべき事由はなかったにもかかわらず、館長が本件チラシを受領せず、原告と30分程度やり取りをして本件チラシを持ち帰らせたことは、事実上、本件チラシの配置を拒否したか、または申請を審理して応答すべき義務に違反するものであったというものです。憲法で定められた表現の自由を保障するという点で、市の行為が違法であったとする高裁の判決は大変重いものだと考えます。

市長は、6月15日の我が党の代表質問に対し、この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいりますと答弁しました。

住民の自由な活動を保障する公民館の役割を果たす上でも、市民との信頼を取り戻す上でも、請願人が求める公的な謝罪や関係者への適切な処分を出発点とし、徹底的な原因の究明と再発防止のための具体的な方策を講じることを求めます。

次に、第12号陳情、第13号陳情について申し上げます。

6月に成立した改正マイナンバー法により、現行の紙の健康保険証が2024年秋で廃止することが決まりました。政府はこの間、保険証や年金口座とのひもづけでポイントを付与するなど莫大な税金を投入し、任意であ

るはずのマイナンバーカード取得をあおってきました。今年4月からは、医療機関に対しマイナンバーカードを健康保険証として利用できるシステムの導入を原則義務化するなど、取得させるための圧力をますます加速させています。

しかし、医療機関でのマイナ保険証オンライン資格確認を利用しての不具合・トラブルが後を絶たず、別人の情報がひもづけられるという命に関わる誤登録が厚生労働省の調査で7月末までで8,441件にも上っています。

全国保険医団体連合会の調査では、39都道府県、374市町村、978医療機関で、紙の健康保険証とは異なる窓口負担割合が表示されたことも分かりました。健康保険証では負担割合が2割なのにマイナ保険証では3割と表示された、本来は1割なのに2割と表示などの誤表示で新たに保険者への確認業務が必要となるケースなど、1医療機関で20件から30件のエラーが確認されたところも散見されたといえます。マイナ保険証のトラブルが患者だけでなく、コロナで疲弊している医療機関にさらなる負担を負わせています。システムの導入を断念し、廃業となった医療機関すらあることも分かりました。

こうした大混乱を受け、政府はこの秋までに総点検を行うなどの対応に追われていますが、トラブルの報道が相次ぐ中、マイナ保険証の利用率は3か月連続で下落し、7月で僅か5%と、国民の不安・不信はますます大きくなっている状態がうかがえます。

マイナ保険証は、障害者や介護を必要とする高齢者など、社会的に最も弱い立場に置かれている人たちのことも困難な状況に追い込んでいます。

参院地方創生デジタル特別委員会の参考人質疑では、顔写真撮影で車椅子のヘッドレストが写り申請が却下された、全盲で黒目がない人が写真を撮り直せと言われた、医療機関で受診するときも顔認証のエラーや暗証番号の入力が困難になるなど、障害のある人がマイナ保険証の移行で大きな問題を抱えている実態が明らかになりました。

120人規模の特別養護老人ホームでは、職員が入居者全員の保険証を預かり管理し、医療機関受診に付き添う必要があり、紙の保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの暗証番号まで管理することになるといいます。紛失した場合は個人情報漏えいや不正利用などの問題が生じる可能性があり、職員が重大な責任を負わされることになるとの指摘がされました。

そもそも、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要であり、介護高齢者や障害者に限らず、更新を忘れてしまった場合、保険料を支払っていても無保険の扱いとされてしまう懸念があります。保険証一枚で誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の理念を揺るがしかねません。

紙の保険証の代わりに本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5年に延ばすという方針も示されましたが、数千万枚と見られる資格確認書を有効期限ごとに更新する必要があり、保険組合や自治体の業務負担は膨大です。マイナンバー制度の関連費用は既に1兆928億円に上っており、マイナポイント事業に計上された2兆円を合わせれば3兆円を超えています。さらに多額の予算と多大な労力を使って新たに資格確認書を送るくらいなら、現行の保険証を残せばいいだけの話です。これまでどおりに保険証を残すことがこの大混乱の最善かつ唯一の解決策であるということを目指したいと思います。

そもそも、マイナンバー制度は、医療・年金・介護など行政サービスの全てと個人の金融口座・資産をひもづけ、国が管理することによって、国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるために財界が度々提言をしてきたものです。

財界はさらに、マイナンバー制度を徹底活用するため、健康保険証、運転免許証、在留カード等の公的証明書、診察券や学生証等のデジタル化とマイナンバーカードへの一元化を2020年新成長戦略で求めています。個人情報や医療を受ける権利よりも個人情報ビジネスが最優先されている、これがマイナンバーカード取得強制の本質です。

マイナンバーカードの取得は任意であるはずですが。メリットを感じる人は活用し、持ちたくない人は取得しない、この基本的立場を国は堅持するべきです。現行の保険証をなくすことは、事実上、マイナ保険証を持つことの強制です。廃止を含めた見直しを国民的な議論で行うことを強く求めるものです。

最後に、第14号陳情について申し上げます。

来月からの実施が予定されているインボイス制度は、これまで消費税の納税を免除されてきた年間課税売上げ1,000万円以下の小規模事業者に新たな税負担を強いる制度です。もともと年間課税売上げ1,000万円以下の免税事業者は消費税の価格転嫁が困難であり、当事者からは、インボイス発行事業者になれば重い税負担により商売が立ち行かなくなる、しかし、ならなければ取引が減り、いずれにしても廃業に追い込まれてしまうという悲痛な声が上がっています。

免税事業者は、消費税を含めた代金を受け取りながら消費税納付を免除されている、いわゆる益税を得ているのだから、その不公平を是正するのは当然だという主張もあるようですが、消費税は消費者からの預り金ではなく、商品・サービスの対価の一部であり、消費税を支払っているのは消費者ではなく事業者であるということが税法上も定められています。

政府も今年2月10日の衆議院内閣委員会で、消費税は預かり税ではないと明言し、益税は存在しないことが改めて明確になりました。新たな税負担の対象となるのは、商店や飲食店、美容院、クリーニング店、工務店、一人親方、弁護士、税理士、司法書士、個人タクシー、農家などの事業者にとどまらず、小説家、脚本家、漫画家、イラストレーター、フリーライター、フリーカメラマン、俳優やタレントなどフリーランスで働く人、全国約70万人とも言われるシルバー人材で働く人など、1,000万人前後にもなる可能性があるとも言われています。当市のシルバー人材センターの長期計画でも、センターの事業運営に及ぶ影響は計り知れないものがあるとの記載があり、その影響の大きさは明らかです。

クールジャパンを支える声優やアニメーターの3割、物流を支えるドライバーの実に4割が廃業を検討していることも分かり、直接的な税負担が増える個人事業主だけでなく、日本国民全てに影響を及ぼす制度であるとして、反対の声は日に日に強くなっています。

日本税理士会連合会、東京税理士政治連盟、東京商工会議所、全国商工団体連合会、日本アニメーター・演出協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブなど多くの団体が見直しや延期、反対を表明しているほか、地方議会からの意見書も急増しています。オンラインでのSTOPインボイス署名は50万筆を超え、日本のオンライン署名としては最多記録を更新しました。

消費税10%への増税、コロナ危機、物価高騰と、いまだ暮らしや商売の先行きが見えない中、地域に根差し地域経済を支える個人や中小事業者の営業を壊し、その発展を阻害するインボイス制度は、今からでも中止するべきです。何よりも、導入の延期や中止を求める民意を無視して強行することは許されません。今やるべきことは、インボイス制度の導入ではなく、100以上の国・地域で既に実施された消費税の減税です。

そもそも、インボイス制度の導入は複数税率により消費税率を20%程度にまで引き上げるための布石であり、財界からの要求であるということも指摘し、討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔15番 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、それぞれに反対の立場で討論を行います。

初めに、5第1号請願であります。請願者は、本件裁判の結果について、市長からの公的な謝罪、関係者の適正な処分、東大和市報等への掲載の3点を求めておられますが、本件の判決においては、請願者が市に対して10万円の慰謝料を請求した訴えについて、市が1万円及び年3%の利息分を支払うこととともに、訴訟費用の9割を請願者が負担し、1割を市の負担とするものとなっております。この判決の内容は、市も請願者も共に受け入れ、両者が控訴しなかったことから確定したものであり、これらの判決を真摯に受け止め、判決にのっとった対応を行うべきものと考えます。

市においては、今後はこのような事案が発生することのないよう、市民からの申請を審理して応答すべき義務を適正に果たすとともに、行政運営全体の中で組織的な対応を求めるものであります。

次に、5第12号陳情及び5第13号陳情であります。マイナンバーカードと健康保険証を一体化していく方針については、8月4日に岸田総理自らが記者会見を開き、当面はこの方針を維持する中で、さらに期間が必要と判断される場合は、見直しを含めて適切に対応すると表明をされております。

また、公明党として、マイナンバーカードを持っていない方、またはひもづけをしていない方が万が一にも医療にかかれなくなることがないように、本人からの申請を待つことなく、プッシュ型で資格確認書を交付するよう求めてまいりましたが、このことについても岸田総理から5年間有効な資格確認書をプッシュ型で配付するという方針の表明がなされております。

このことから、実質的には現在の健康保険証が残っているというふうに見られてもいい内容になったのではないかと考えております。

次に、5第14号陳情であります。消費税におけるインボイス制度は、来週の10月1日から制度が開始されることとなっております。この間、令和元年10月に消費税が8%から10%へ引き上げられる際に、食料品等を8%に据え置くために軽減税率が導入をされましたが、その際、OECDに加盟する38か国の中で、アメリカを除く全ての国で採用されておりますインボイス制度を我が国においても導入する方針が示され、今日まで様々な体制整備がなされているものと承知をしております。

また、従来の免税事業者からの仕入れについては、制度導入から3年間は納税額の80%を軽減し、一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引についてインボイス保存を不要とするなど、一定の経過措置が設けられております。

政府においては、従来の免税事業者や小規模事業者が過度に不利な立場になることがないように、適正な制度の運用を求めるものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

〔15番 中間建二君 降壇〕

〔9 番 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、自由民主党新政会の木下富雄です。自由民主党会派を代表し、5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について、反対の立場から討論させていただきます。

インボイス制度とは、請求書で消費税の正確な税額を取引先に伝える制度であり、現在消費税は標準税率10%、生活必需品を対象にした軽減税率8%があり、品目ごとの消費税率と税額を明示することでインボイス制度は適格請求書とも言われております。インボイス制度によって税額が明確になることや、中小事業者にとって適正な価格転嫁をしやすいとするといったメリットが期待されており、政府・与党としては、複数税率の下で適正な課税を行うために必要な制度であると考えております。

令和5年10月からスタートするに当たり、不安を抱く小規模事業者も多く、制度の導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税業者からの仕入れについて一定の仕入税額控除を認めるなど、事業者の準備のために十分な10年間の経過措置を設けています。

令和5年4月に消費税法等の一部改正がされ、適格請求書等保存方式に関して所要の見直しが行われ、御心配の声をいただいておりますシルバー人材センターに生じ得る負担につきまして、地方自治体側で負担を行う場合であっても、経過措置により、免税事業者からの仕入れについては、制度移行後、他事業者同様に税額控除を可能としております。

こうしたような措置に関して徹底した周知を小規模事業者やフリーランスの方に丁寧に説明を尽くすことが必要であり、優位な立場の取引先から不当に扱われないように政府・与党による監視を強めることを取り組むと言われております。

よって、本陳情につきましては、自由民主党の基本方針を真正面から否定するものであり、賛同いたしかねることをお伝えし、反対の討論とさせていただきます。

〔9番 木下富雄君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党、蜂須賀千雅です。自由民主党会派を代表し、5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、以上2件について反対の立場から討論させていただきます。

まず5第12号陳情につきましては、現行の健康保険証の廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であると、現在は、ひもづけ総点検、その後の修正作業等を現在行っており、こうした作業の状況を見極めた上で、さらなる期間延長が必要な場合は速やかな対応を行うと岸田総理は発言をし、現在その対応を行っております。

必要なときに必要な医療にアクセスできる医療保険制度は、国民生活の安全そのものであり、その信頼を揺るがすことはできず、しかしながら、現場の医療関係者からも、安心してよりよい医療を受けることができるようにデジタル化を進めていくことも大変に重要であるとの御指摘も多くいただいており、国としても取組を進めている中であることから、陳情理由には賛同いたしかねることをお伝えし、反対の討論とさせていただきます。

続きまして、5第13号陳情につきましては、なぜ健康保険証とマイナンバーカードの一体化が必要なのかとの疑問を持たれる方がまだいますが、1年間に各種医療機関が医療費を1年間20億回請求をしており、そのうち500万回以上の誤りが実はあります。その解消方法として、マイナ保険証を使ってオンライン上で医療保険

の資格確認を行うことにより、なりすましや資格喪失後の保険証使用による請求誤りを防ぎ、本来必要でない業務を削減することができることとなります。また、薬の情報を医療機関や薬局で共有することで薬の重複投薬を防ぐことができ、年間5,730億円の社会保障費の削減ができる試算が既にされております。あわせて、健康保険証には個人個人の写真がなく不正利用やなりすましが発生しており、マイナ保険証であればこのような事態を防ぐことができます。

また、今回なぜ各自治体でミスが起こったのか、今後はミスを防ぐことができるのかとの不安があることも事実です。まずはマイナンバー制度の運用は現状まだまだ整備を続けているのが現状であると思います。マイナンバーのひもづけ作業は自治体や保険者が各個人のマイナンバーを取得してひもづけを行う必要がありますが、一部の作業を職員の手入力に対応していたためミスが発生しました。再発防止のため、システムで自動チェックできることで誤りをなくし、このままマイナンバーの仕組みを最後まで整備をし切れたら、今後はデジタルで全て対応されるので今回のような誤りの発生はしなくなります。

ちなみに、健康保険証でひもづけの誤りの件数ですが、2023年8月8日現在で、被保険者数1.2億人に対して誤りのあったひもづけ件数は8,441件、発生割合は0.007%であります。個別の点検が必要なデータにつきましては原則11月末までに点検を完了予定です。

マイナンバー制度の成果と将来について最後お伝えしますが、マイナンバーの利用により、申請から手続完了まで行政手続にかかる時間が大幅に短縮されます。また、住民票の写しや課税証明書等、既に約2,500の手続で書類の添付が省略されているのも事実です。マイナンバーカードを活用することで、既に確定申告や引っ越し手続、パスポートの更新等の手続がとても簡単にできるようになっています。今後より多くの公的サービスについて、役所に行かなくても簡単に手続できるデジタル社会の将来に向けて、国は日々動いております。

以上のことから、5第13号陳情につきましても陳情理由には賛同いたしかねることから、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

5第1号請願 チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第12号陳情 健康保険証の存続を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決をいたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、本件による委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決をいたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第15号陳情、指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（東口正美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第7 第55号議案 市道路線の認定について

○議長（東口正美君） 日程第7 第55号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、大川 元議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 大川 元君 登壇]

○14番（大川 元君） ただいま議題に供されました第55号議案 市道路線の認定について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和5年9月19日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第55号議案 市道路線の認定についてを議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第55号議案 市道路線の認定については、原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 大川 元君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり、原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第 8 第 4 0 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 1 号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 第 4 2 号議案 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 第 4 3 号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 第 4 4 号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 第 4 5 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

日程第 1 4 第 4 6 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（東口正美君） 日程第 8 第 40号議案 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから  
日程第 14 第 46号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分についてまでの 7 議案を一括議題に  
供します。

以上、第 40号議案から第 46号議案までの 7 議案につきましては、決算特別委員会委員長、木戸岡秀彦議員の

報告を求めます。

[決算特別委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番(木戸岡秀彦君) ただいま議題に供されました7議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月20日及び21日の2日間にわたり、付託されました第40号議案 令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第41号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから第44号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4特別会計並びに第45号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計決算の認定について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

ただいま御報告いたしました6議案の審査を行った後、第46号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について審査をいたしました結果、本案を原案どおり可決と決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

[決算特別委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇]

○議長(東口正美君) 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東口正美君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長(東口正美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 日本共産党を代表し、令和4年度一般会計決算、国民健康保険、介護保険、後期高齢の各特別会計決算、下水道事業会計決算に反対の討論を行います。

日本共産党は、予算審議に当たって、市民の所得実額が25年間で75万円、20%も減少していること、消費税10%への増税と、その直後からのコロナ危機によって市民の暮らしが追い詰められていること、コロナ危機を大きな災害として捉えて、令和3年度末で82億円以上にまで積み増されてきた市の積立基金から10億円程度を取り崩して、自宅療養者支援センターの開設、エッセンシャルワーカーへの慰労金支給、中小企業者等応援金など、市民の命と暮らしを守る特別の手だてを取るべきと要求してきました。

また、18歳までの子供の医療費完全無償化や、国保税1億円値上げの中止と引下げ、ちょこバスの運賃を100円に戻してシルバーパスを適用することなど、市民に寄り添った市政への転換を求めてきました。

令和3年度に続いて約30億円の黒字となり、基金を10億円積み増した令和4年度決算を見れば、改めてこれ

らの施策は必要だったし、できるだけ財政状況があったことは明らかです。

ところが、市は、令和4年度、国民健康保険税6年連続1億円値上げの5年目の値上げ、90の市民サービスの廃止・縮小を強行し、狭山保育園の段階的廃園に踏み出し、学校統廃合の第一弾として、七小と九小の統廃合の具体的検討を始めました。長期にわたる収入減少、消費税値上げ、コロナ危機の下で、住民福祉の増進という自治体本来の役割に逆行するものだとわざとをり得ません。市は、市財政危機論でこうした市民負担増を押しつけと市民サービス切捨て、公共施設削減を合理化しようとしています。

市は、この30年で現役世代が減少し高齢者が増えたが、今後30年でさらにこの傾向が進み、支え切れなくなると言います。現役世代と高齢者を対立させる図式です。しかし、現役世代も高齢者も押しなべて国民の99%の収入が減り続けています。収入と資産を増やし続けている大企業と富裕層がともに税を負担していないところが真の問題です。大企業の内部留保は500兆円を超えて膨れ上がり続けていますが、法人基本税率は43%から23%にまでおまけされ、所得税・住民税の最高税率も88%から55%へと引き下げられています。さらに、所得が1億円を超えると負担率が減少していくという1億円の壁も手をつけられずに残されています。

日本社会を支える上での本当の問題に手をつけずに、ともに暮らしが厳しくなっている現役世代と高齢者を対立させて描き、市民に負担を押しつける、まやかしの財政危機論を振りまくのはやめるべきです。

もう一つ、公共施設が老朽化して一斉に更新しなくてはならないからお金がかかる、だから市財政が大変だと言います。これは東大和市だけの問題ではありません。日本全体の問題です。国の公共事業の在り方を新規大規模開発優先から維持更新中心へと切り替えて、財源をつくるべきです。ゼネコン向けの大規模開発は垂れ流しておきながら、市民には負担増と公共施設削減を押しつける政治を変えなくてはなりません。自らの間違った政治のツケを市民・国民に押しつける、このような政治を断固として拒否します。

決算特別委員会では、市民負担増と市民サービス切捨てを批判する日本共産党の主張に対して、それでは今はよくても、将来に備えられなくなると市は答弁しました。しかし、市民負担増と市民サービス切捨て、公共施設の削減が将来を切り開けるのでしょうか。公共施設をなくした周辺から地域が寂れていくことは、この間の市町村合併が証明しています。

社会保障への公費負担がスウェーデンの半分程度にとどまっていることや、教育への公的支出がOECD平均の3分の2にとどまっていることが日本の少子化・人口減少を国際的にも突出したものにしていることも論をまたないところです。少子化を理由にこの道をさらに突き進む、一層の少子化と国力の低下をもたらす先の見えない泥沼です。

社会保障給付費を対GDP比でドイツ並みに引き上げれば25兆円増、フランス並みで50兆円増となります。教育への公的支出をOECD並みに引き上げれば、7兆円の増となります。あまりにも貧困な社会保障と教育を整え、さらに最低賃金の大幅引上げと、雇用は正社員が当たり前の社会に戻すことで、内需主導の安定的な経済運営へと進み、少子化を克服していく、未来に責任を持つ政治こそが必要です。

学校統廃合について言えば、日本共産党は、老朽化した学校を建て替えるなど言っているのではありません。老朽化した校舎の建て替えや長寿命化は速やかに進めるべきであり、補助金や負担金、有利な事業債についても積極的に提案していることも申し添えておきます。

しかし、統廃合には反対です。学力世界一を連続して取ったフィンランドなどのように、20人程度の少人数学級へと早急に進む必要がある。少子化だからといって児童数の減少以上に学校を減らし、統廃合を通じてさらに教員を減らすのではなく、学校数、教員数を維持すれば、少子化の下、新たな支出増なしに教育環境の改

善が図れると言っているのです。

同様に、残された唯一の公立保育園である狭山保育園が老朽化しており、更新に4億円かかるから廃園にするというのは、保育に対する公的責任を後退させるものです。きちんと建て替えて存続すべきです。

全国的な問題である公共施設の維持更新に国の財政責任を果たさせることは当然で、先ほども述べたとおりです。

今、学校給食費の大幅な値上げが検討されているようですが、このような道に未来はないということを改めて申し上げ、学校給食の早急な無償化を求めます。

日本が攻められていなくても、アメリカの戦争に日本が参戦できる仕組みを実際に動かすために、防衛費の2倍化、敵基地攻撃能力の保有が着々と推進されています。戦争の準備ではなく、平和のための体制構築にこそ力を注ぐべきです。この道が地方においても、危険なオスプレイ運航による命と安全への脅威、福祉や教育の一層の切捨てを加速化しようとしています。平和に人間らしく生きる権利、住民の福祉の増進という地方自治の本旨が鋭く問われていると考えます。

地球温暖化対策が極めて立ち後れていることが明らかになりました。市の行政が排出している温室効果ガスを2013年度比で2026年度までに33%削減するという事務事業編の計画を立て、2022年度——令和4年度はその初年度でした。2013年度、437万キログラムCO<sub>2</sub>だった排出量が2020年度には393万キログラムCO<sub>2</sub>に減少していたことを踏まえて、2022年度には370万キログラムに減らす目標でしたが、410万キログラムと増加していること、さらに計画の実効性を担保すべき推進本部会議が一度も開催されなかったことが明らかとなりました。立ち後れは許されません。市域全体の対策である区域施策編の策定待ちにならずに、太陽光発電パネル設置補助など必要な施策を速やかに打つことと併せて、既に策定されている事務事業編の目標を本気になって達成する取組を求めます。

ジェンダー平等施策の推進も切実に求められています。7月の東大和市の市職員に関する発表によれば、任期の定めのない常勤職員で男女間の賃金格差は89%であり、全職員では70.5%であることが明らかにされています。市が率先して賃金格差解消を図ること、ファミリーシップ条例などの制定、生理用品の公共施設トイレへの配置等を要求します。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

加入世帯の低所得化が一層進んでいることが明らかになりました。それにもかかわらず、1億円の値上げを強行し、3億円の黒字となりました。給与収入400万円の4人家族で小平市より3割も高い保険税となっていることが明らかになりました。コロナ危機下でも計画どおりの値上げを強行したこと、滞納を理由に保険証を届けられない措置を取り続けていることに厳しく抗議し、保険税の大幅な引下げを求めます。

次に、介護保険事業特別会計についてです。

4億8,000万円近い黒字となりました。介護保険料の値上げを抑制するために設けられた基金残高は、第8期事業計画が始まる令和2年度末に7億5,643万円だったものが、令和4年度決算を終えた5年度末残高見込みで8億6,700万円と積み増しています。値上げが不要だったことが明らかとなりました。

令和5年度から7年度までの第9期事業計画の素案が既に市民に示されてパブリックコメントが始まっている自治体がある一方で、東大和市の素案発表は12月になると答弁がありました。できるだけ早く策定して、市民の声を反映するよう求めます。

特別養護老人ホーム待機者が増えていることが明らかになりました。日本共産党が国に申し入れ、介護施設

建設であれば通常の39%で賃借できる参院宿舍跡地をフル活用して特養ホームを整備するなど、十分な介護サービスが受けられる整備を求めます。

保険料の引下げ、保険料・利用料の減免制度の拡充を求めます。

介護認定について、現行の7段階になった当初、2006年度と比較して、要支援1・2が26%から37%へ増え、要介護4・5が23%から18%へと減少していることが分かりました。適切な介護認定に基づいて必要な介護が受けられるよう求めます。

後期高齢者医療特別会計についてです。

2年ごとに保険料が引き上げられ、窓口負担も2倍化されました。75歳以上の高齢者だけで医療保険を構成すれば、過大な負担を押しつけることになるのは明らかです。保険料値上げと窓口負担の引上げに反対し、制度廃止を求めます。

最後に、下水道会計についてです。

使用料3割値上げの際には、経費回収率を100%以上にするためと説明していましたが、令和4年度決算では108.9%となっており、市民への説明を覆して目標を110%以上に引き上げました。市はさらなる値上げを検討しています。現状でも立川市や武蔵村山市より43%も高い料金となっており、値上げではなく、緊急引下げを求めます。

以上で討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番(荒幡伸一君) 公明党の荒幡伸一でございます。私は、公明党を代表して、令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの4特別会計歳入歳出決算の認定について及び下水道事業会計決算の認定について、下水道事業会計剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度は、メジャーリーグの大谷翔平選手が1918年のベープ・ルース以来となる2桁勝利と2桁本塁打を104年ぶりに達成、またサッカーのワールドカップ、カタール大会では、ドーハの歓喜、日本代表が2大会連続のベスト16進出を果たしました。さらにWBCでは、栗山監督率いる侍ジャパンが3大会ぶりとなる世界一に輝き、日本国内は熱狂に包まれ、感動し、勇気をもった人も多かったはずです。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ロシアがウクライナを侵略した戦争の影響を受けた物価高騰と相まって、円安も重なり、生活に不安を抱えている市民も少なくありません。

そのような厳しい状況の中、国や東京都からの交付金を活用し、物価高騰対策として様々な困難に直面した方々への生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金の支給や、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援の給付金の支給をはじめ、市民生活や事業者を支援するための予算が編成され、執行されたことを大いに評価いたします。

また、令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策に全精力を投入していただきました。保育施設、小・中学校、高齢者施設、障害者施設等、あらゆる行政サービスの現場において懸命な感染拡大防止対策が講じられ、市民の皆様への命と健康を守るために懸命な努力を重ねておられます。全ての医療従事者をはじめ、関係者及びエッセンシャルワーカーの皆様、全ての市役所職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年度の予算編成では、感染症への対応はもちろん、「輝きプラン」の計画初年度でもあり、子育て支

援、教育の充実、高齢者施策を同計画の重要施策として推進するとともに、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最も重要な施策として位置づけて取り組まれました。

私ども公明党会派としても、予算要望書に加えて、随時、尾崎前市長に、そして現在は和地市長に緊急要望を提出させていただき、多くの要望事項に可能な限り対応していただきました。

それでは、各会計について申し上げます。

まず初めに、一般会計についてであります。

歳入では、その根幹をなす市税において、コロナ禍や物価高騰の影響で大きな減収が想定された中で、4.1%増の130億5,716万円を確保しております。これは、平成31年度から本格稼働している納税管理及び徴収補助等業務委託における納期内納付率の向上や計画的な滞納処分、RPAによる業務の効率化などの複合的な取組によって、収納率が99.2%まで向上したことなどが大きな効果を発揮したものと高く評価いたします。

また、市たばこ税については前年度比で7.7%の増となっておりますが、キャッシュレス決済による消費活性化事業の効果であることを確認いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、広報活動事業において、市報での情報提供に加えて、公式ホームページがリニューアルしたことで、より使いやすく魅力的になりました。また、LINEをはじめ、SNSの投稿も増え、着実にフォロワー数を伸ばしています。

全庁一丸となって行政情報や観光・イベント情報など、魅力的な情報の積極的な発信に努めていることを評価するところでありますが、全市民に広く有益な情報が届くよう、市報の全戸配付など、さらに力を入れていただきますようお願いいたします。

企画業務では、健全な市政運営の維持を目指し、行財政運営のスリム化、効率化の視点を持って組織の最適化を図ることを目的として、組織の改正が行われたことを評価いたします。

コロナ禍で消えかけている地域スポーツやスポーツ振興に目を向けていただき、スポーツ人口が増えるような取組に力を入れていただきますようお願いいたします。

総合計画事務事業では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組として、各課の個別計画等を策定する際に、各施策や事業とSDGsの関係性について記載するなど、取組が定着していることを評価いたします。

今後も引き続き、市職員及び市民への意識啓発に取り組まれることを望みます。

情報システム管理・運営事業では、業務の効率化と市民サービスのより一層の向上を目的として、新たなデジタルツールの導入がなされました。AIチャットボットの導入によって、市の公式ホームページ上で、問合せに対して24時間365日、自動応答が可能になりました。また、AI-OCR、RPAシステムの導入によって手書きの申請書等が電子化されることと併せて、入力作業等を自動化することができました。市民サービスの向上に資する取組として高く評価いたします。

民生費では、日本一子育てしやすいまちづくりを進めるために、保育士確保等の待機児童対策を進め、保育の質の向上を図り、保育ニーズに応じた多様な保育サービスの充実に取り組まれ、コロナ禍などの要因はあるものの、待機児童ゼロを達成できたことを高く評価いたします。

認知症検診推進事業では、要介護または要支援に該当しない75歳の高齢者に対して、自分でできる認知症気づきチェックリストを送付しセルフチェックを行ってもらうことで、認知症への理解促進に取り組まれました。

それによって自主的な受診へとつなげることで、認知症の早期診断、早期対応の支援へと、前年度以上の結果を見ることができたことを評価いたします。

高齢者見守りぼっくす事業では、令和4年10月に高齢者見守りぼっくす しみずが増設され、市内全域における相談支援体制が図られました。これまで以上に細かく丁寧に、関係機関と連携しながら支援が行われていることを高く評価いたします。

学童保育所運営事業では、待機児童解消に向けた取組として、第四小学校内の学童保育所が令和4年度から運営を開始し、2か所で100名に増員されました。児童や保護者への安全・安心が担保されていることを高く評価いたします。今後も待機児童の解消に向けて、学校内学童保育所の導入を中心に御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

衛生費では、保健事業において、各種がん検診をはじめとした健康診査では、実施場所を東大和市だけでなく、隣接している小平市、武蔵村山市の指定医療機関に広げ、受診率向上に向けた取組もあって、コロナによる受診控えへの影響は少なくなっていました。引き続き、健康づくりカレンダーによる広報の強化や電子申請による受付の利便性向上を図ることで、各種検診事業の受診率向上にさらなる取組をお願いいたします。

また、公明党が強力に推進しております不妊検査、不育症検査及び不妊治療等を受けた方への医療費の負担軽減を図るための助成が行われ、多くの市民への力になっていることを評価いたします。

子育て応援事業では、子育て応援アプリが新しくなり、カレンダーや子供の成長記録、予防接種の情報等、機能が充実し、特にゼロから4歳のお子さんを育てている方のダウンロード数が441件と大半を占めています。電子母子手帳としての要素を含んだものと評価いたします。

農林業費においては、農業振興対策事業の地場産農産物消費拡大支援事業では、市内産農産物の知名度向上と市内直売所の売上げ向上による農業者の経営の安定に資するため、のぼり旗や野菜結束テープを配布した支援策を評価いたします。また、市民農園に関して、奈良橋の市民農園が閉園になることによる市民への影響を考え、民間の農業者による新たな市民農園の確保に御努力されていることを評価いたします。引き続き、農業者への支援、都市農業の振興に御努力されますようお願いをいたします。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業費において、中小企業者等燃料費支援事業、キャッシュレス決済による消費活性化事業を実施していただきました。両事業とも、公明党会派として強く実施を求めてきたものですが、令和4年度も3度にわたるPay Payによるポイント還元事業は、東大和市といえばPay Payと言われるほど、都内でもいち早く事業実施に着手され、コロナ禍にあって苦境に立たされた市内飲食店や小売店等の売上げ増と、消費者の生活の下支えの両方に大きな効果を発揮されました。キャンペーンを重ねるごとに決済額が増え、令和5年2月に実施したキャンペーン決済額は約5億円の経済効果につながったものと高く評価いたします。国や都の財源を確保しつつ、効果的な機会を捉えて、次のキャンペーンも期待していますので、よろしくお願いいたします。

土木費では、令和4年度も、道路管理事業、市内道路改良事業等において、集中豪雨に備え、道路に降った雨水の排水能力や浸透能力を最大限に発揮できるよう、雨水冠水対策に取り組んでいただきました。毎年度着実な効果が見られておりますことを高く評価いたします。

住宅施策推進事業の空家等対策に関することにおいて、空家実態調査の結果を踏まえて、空き家等の現状から整理した課題等を踏まえ、空家法の目的や、上位計画で掲げる良質な住環境づくりに資するように、多様な主体と連携しながら空き家等対策に取り組まれていることを確認いたしました。また、市の空き家の実情に応

じた空家等対策を効果的に実施するため、東大和市空家等対策計画を策定されたことを評価いたします。また、周辺住民等からの相談対応に関しても丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

消防費では、災害対策事業において、防災備蓄品拡充の取組として、自動ラップ式トイレ、33式などの拡充に関して確認をいたしました。今後とも市民の安全・安心につながる災害対策の強化をよろしくお願いいたします。

教育費では、通学路等学校安全対策事業において、公明党会派で要望してまいりました通学路等に設置されている防犯カメラ70台の維持管理の取組を確認いたしました。今後とも危険と思われる箇所には設置していただきますようお願いいたします。

また、GIGAスクール構想を強力に推進していただき、3年が経過いたしました。1人1台端末をいつでもどこでも活用する姿勢が身についており、コロナ禍で、より身近で重要なツールになっています。安全・安心に学習が進むよう、端末の保守・管理についての課題等を確認させていただきました。学校のICT化を推進するため、さらなる効果を期待いたします。

教育指導管理事務事業では、国民的課題として、学校を含めた社会全体での関わりが重要ないじめ問題について、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けて、小・中学校ではいじめ防止の基本方針の策定やいじめに関する授業など、教育委員会ではいじめ防止のためのシンポジウムの開催やいじめ防止に関わる教員研修の実施などを計画的に取り組まれたことを評価いたします。

公明党が求めてまいりましたタブレットを活用したアンケート調査を行うなど、子供たちが相談しやすい体制を構築していただき、感謝申し上げます。現在重大事態は発生していないことを確認いたしました。児童・生徒一人一人がいじめの被害者にも加害者にもなることなく、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、よろしくお願いいたします。

また、がん教育では、中学校全校において学校医によるがん教育が実施されました。医療現場に携わる医師の言葉は、生徒の命に刻まれたことと思います。今後がんサバイバーの体験談や、現在医療現場で患者さんと向き合い働いておられる医療従事者による貴重な授業などが実施されることを望みます。

平和事業では、旧日立航空機株式会社変電所の保存改修工事が2か年かけて行われました。新型コロナウイルス感染症の影響で公開が見送られてきましたが、令和3年10月20日から一般公開が開始されました。毎週水曜日と日曜日の週2日の公開で、常駐の解説員も2人配置されておりますので、詳しい解説もお聞きすることができますようになりました。令和4年度は一年を通して公開が行われ、学校や学年単位での見学も増えており、見学者は1万1,988人という多くの方が見学に見えられました。また、市内外へのPRにも力を入れていただいていることを評価いたします。

中央図書館事業では、令和4年度から地区館の運営が指定管理となり、開館日や開館時間が増えたことが利用者の増加につながり、多くの市民にとっても喜ばれています。また、指定管理者主催で特色のある事業が多く実施されていることを評価いたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業では、国の交付金を活用して保護者の負担を軽減し、学校給食の質の維持が図られました。令和4年度の児童・生徒1人当たりの効果額は3,200円であることが確認できました。現在も物価高騰が続いています。今後できる限り保護者の負担を軽減し、学校給食の質の維持が図られるよう御努力をお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計において、保健衛生諸事業では、レセプトデータを活用した医療費分析及び保健事業にも継続して取り組まれております。その結果から様々な保健事業が行われており、国保加入者の健康増進を図り、健康寿命の延伸に取り組むことは長期的な医療費の抑制につながり、国保財政の安定化にも大きく寄与するものであります。特にジェネリック医薬品利用差額通知につきましては、国民健康保険事業会計としての効果額は約6,200万円と高い効果が出ていることを評価いたします。

介護保険事業特別会計では、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームの介入については、令和4年度は新規で3件の対応がなされています。引き続き、一般会計における認知症の早期発見、早期支援の充実、及び在宅医療・介護連携推進事業の強化と併せて、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築にさらなるお取組をお願いいたします。

また、認知症高齢者等みまもりシール交付事業（ただいまオレンジ）が実施されたことにより、外出先からの帰宅が困難で行方不明となった認知症高齢者の早期発見、早期保護につながり、介護者等の精神的負担の軽減が図られたことを評価いたします。

後期高齢者医療特別会計においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行い、高齢者の健康保持を図るための対応として、個別的な支援（ハイリスクアプローチ）では38人の支援実施が、そして通いの場への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）では171名が参加して、体力測定会を実施されたことを評価いたします。

以上、各会計について述べさせていただきました。

今回の決算審査を通じ、私ども公明党から数多くの質疑をさせていただき、担当部局より個別の事務事業の実施について詳細な説明をいただきました。市政発展と市民サービスの向上のために日々御努力されていることに対し、感謝申し上げます。

私ども公明党議員5名は、地域の課題解消に向け各地で調査活動を展開しながら、生活現場の小さな声に耳を傾け、一人に寄り添いながら、異体同心の団結で働いてまいりました。これからも「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」との公明党の立党精神を体現できるよう、身近な議員として取り組んでまいります。

和地市長におかれましては、令和4年度決算における成果と課題を踏まえ、未来志向の市政を目指し、3つの経営指針に基づいた夢と希望あふれるまちづくりを力強く推進されることを望み、公明党を代表しての討論といたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔9番 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、木下富雄です。自由民主党新政会を代表し、令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和4年度は、コロナウイルス感染症拡大が経済に与える影響は大幅小さくなって、景気はこのところ一部に弱さが見られるものの、穏やかに持ち直していると言われてはいますが、実感としてはその影はまだ色濃く、またウクライナ情勢の長期化などにより原材料価格が上昇、生活にも多分に影響している中ではありますが、当市におきましては、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指して、第五次基本計画における4つの重要施策、「子ども・子育て支援施策の推進」、「健康・高齢者施策の推進」、「都市の価値を高

める施策の推進」、「持続可能な行財政運営等の推進」に重点的に取り組んでこられました。その中であっても、まず市民の皆様の生活を守るために、各種給付金の支給や助成に積極的に取り組んでいただきましたことを高く評価いたします。

また、いち早く導入した学習用端末を活用しての中学生を対象としたオンライン英会話レッスンの実施や、AI教材ソフトによる習熟度に応じた個別最適化した学びの実施もすばらしいことであり、評価いたします。

そして、将来につなげる持続可能な行財政運営の推進に当たり、情報システムの最適化、デジタル化のほか、オンライン申請システムの多面的な導入、AI-OCR、RPA、AIチャットボットなど、積極的にかつ迅速に導入することで、あらゆる業務を旧態にとらわれず効率化を進めていく姿勢を高く評価いたします。

今後も和地新市長のリーダーシップの下、持ち前の経営感覚のエッセンスを加味して、市民の皆様の利便性の向上や職員の皆様の負担軽減、生産性の向上のため、ランニングコストなども十分に考慮しつつ、デジタル・トランスフォーメーションを推進していただき、国や都の情報を注視し、補助金等を適切に活用され、市民の皆様の生活支援に邁進していただくことを強く要望いたしまして、令和4年度決算認定における自由民主党新政会の賛成討論とさせていただきます。

〔9 番 木下富雄君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計歳入歳出決算及び下水道事業会計決算並びに剰余金の処分の認定につきまして、やまとみどりを代表して、賛成の立場で討論を行います。

先般行われました決算特別委員会において幾つか質疑させていただきました。平素、予算執行に当たり、それぞれの事業についてしっかりとその事業目的を定め、それに向かって業務を遂行していることがうかがわれました。その点につきまして、職員の皆様に敬意を表します。

決算特別委員会にて幾つか質疑をさせていただき、御答弁もいただきましたので、この場では、やまとみどりの決算に対する考え方を述べることにします。

決算は、当市が1年間行ってきた事業の答え合わせのようなものだと考えております。当初の予定どおりに事業を執行できることもあれば、予想外のことが起きて、予想とは違った結果になることもあります。ただ、それは失点ではなく、次年度以降の予算編成に生かすための勉強であると考えております。

行政の継続性という言葉があります。行政が行う様々な事業は単年度で完結するものは少なく、市民の日々の生活のように常に流れていき、とどまることはありません。そのため、毎年同じような事業が継続されていく傾向にあるのは当然といえば当然であります。しかしながら、時代の変遷によって、時流に合わない事業も出てきます。

一例を挙げるならば、高齢者慶祝事業というものがあります。100歳になった方や最高齢の方に祝い金を贈るといったものです。恐らくこの制度ができた頃は、100歳というものは非常に珍しい、祝うべきであったに違いありません。しかし、日本人の平均寿命が延び、人生100年時代が叫ばれる中、現在日本では100歳以上の方は9万人を超えており、その数は年々増加しております。高度経済成長期の地方自治体であったならば、豊富な財源の下、細かい金額の事業を一つ一つ精査していくようなことはしなかったのかもしれませんが、しかし、低成長、失われた10年、20年と言われるこの現在の国の財政状況では、貴重な財源を将来に向かってどのように使っていくのかという点を第一に考えていかなければなりません。そのため、こういった事業は勇気をもつ

て廃止すべきものと考えます。

その一方で、経済的な格差、貧困層の拡大により、高校や大学の受験料を支払うことができない子供たちがいます。東京都の事業で、この受験料を貸与する制度があります。例えば先ほどの高齢者に対する祝い金を廃止することで、この受験料の貸与を給付に変えることが可能です。もちろんこれは一例なので、廃止する事業と対をなすものではないということは承知しておりますが、将来に向けたお金の使い方とは何かを問うていくのが我々の考え方です。

もう一つ、ふるさと納税について一言申し上げたいと思います。

本来この制度は、地方から都市に出た若者が生まれ故郷に対して感謝の意を込めて住民税を納付するという趣旨でつくられたものでありますが、残念ながら今日はそのほとんどが返礼品目的で住民税を移動させているのにすぎません。本来の目的から大きく外れてしまった税制です。また、この税制の大きな欠点は、日本全国で考えた場合、税収が増えるわけではなく、地方自治体間でお金が行き来しているだけです。そして、この税収が減った分を国は地方交付税で補填しているありさまです。その上、税収が増えないにもかかわらず、その事務コストは膨大です。

当市の例で言えば、決算特別委員会の質疑において、人件費を除くコストが約380万円ということが判明しました。地方自治体によっては、もっとコストがかかっているところもあるはずですが、仮にこの380万円を全国の地方自治体約1,700に掛けると約65億円、これに人件費を入れるともっと増えるはずですが。このような無駄な税制に振り回される地方自治体の職員の皆さんは非常に気の毒でなりません。ぜひ市長においては、この無策を国に訴え、一刻も早くふるさと納税制度を廃止して、そのリソースを他の事業に向けてほしいと考えますので、よろしく願いいたします。

る述べてささせていただきましたが、決算全般に対しては、市長をはじめ職員の皆さんの真摯な執行状況を確認できましたので、以上をもって、やまとみどりの賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔3番 石田昭太郎君 登壇〕

○3番（石田昭太郎君） 議席番号3番、石田昭太郎です。立憲国民クラブを代表し、令和4年度一般会計歳入歳出決算ほか、4特別会計歳入歳出決算及び1公営企業会計決算並びに下水道事業会計剰余金の処分について賛成の立場で討論をいたします。

さて、今回の決算では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る経費や新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、保育園等施設整備補助金や副校長補佐の配置に係る経費、介護職員初任者研修費等補助金や不妊治療費等助成金、都市マスタープランの改定に係る経費や消防団員の処遇改善に係る経費、デジタル化の推進支援業務に係る経費やオンライン申請システム利用に係る経費等々のDX関連の一連の経費など、これらは全て尾崎前市長の目指した持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価いたします。

そのほか、細かく申し上げれば、産業振興基本計画策定支援業務委託料や庁舎空調設備更新工事費、中央公民館ホールトイレ改修工事費や市民体育館屋上防水及び外壁改修工事費なども評価するものです。

財政面で見ると、自主財源が増えたことは喜ばしい一方で、依存財源が減ったことは評価の分かれるところだと考えます。また、物件費と扶助費の増による経常収支比率の悪化が気になりますが、次年度において改善を期待したいと思います。

しかしながら、コロナ禍の下における特殊事情や、審査意見書にもあるとおり、今後生産性の向上のためのDXの推進によるランニングコストの増大が考えられることから、より一層の歳出の縮減と、さらなる歳入の確保に向けた努力を望みます。

最後に、こうした市政の課題解決に向け、未来へつなげる市政を目指した和地新市長のリーダーシップの発揮を期待し、討論いたします。

〔3 番 石田昭太郎君 降壇〕

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 11番、押本 修でございます。自由民主党会派を代表し、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定、各特別会計歳入歳出決算の認定、下水道事業会計決算及び下水道事業会計剰余金の処分について、全て賛成の立場から討論いたします。

令和4年度は、尾崎前市長、小島前副市長の体制の下、各事業が執行されてきました。これら事業は、引き続き市民の生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症対策や、物価高対策を11回に及ぶ補正予算を組み行いつつ、子ども・子育て支援、健康・高齢者対策、都市としての価値を高める施策等、持続可能な市政運営のための施策として執行されたことと認め、大きく評価をしたいと思っております。

財政面におきましては、令和2年度、令和3年度に続き、市税等の収納率向上に努められたことは評価いたしますが、経常収支比率が昨年度比2.0ポイント上昇したことには改善を望みたいと思います。

基金残高は、財政調整基金が約25億5,100万円、公共施設等準備基金が約40億4,000万円に積み増しされたことが決算により確認されましたが、今後対応が求められている公共施設の再編には不十分な状態であることは、今議会でも改めて認識させられました。また、高齢化や人口減少に伴う社会保障の充実のために、今後一層の基金の積み増しを求めたいと思います。

一方、議会からは、相変わらず、あれをしろ、これをしろ、何々はできないのか、高いから値下げをしろ、むしろ無料にはできないのか、値上げには反対だ等の要望があります。納税者である市民の皆様への安心・安全のための市政運営が大前提ではありますが、しかし同時に、受益者負担の原則から、東大和市民の皆様には納得のいく御負担をしていただけるよう、説明だけは尽くしていただくとともに、真に必要なものをしっかりと見極め、将来にわたる持続可能な市政運営に引き続き努めていただけるようお願いいたします。

最後に、前体制の下で、これまで先送りにしてきた幾つもの案件があるやに聞いております。それら諸課題の解決に早急に着手するとともに、和地市長が掲げる、「誰もが未来への希望が持て、住み続けたいと思えるまちづくり」、「前例踏襲ではなく民間や市民の当たり前を行政に」、「市民の役に立ち、市を発展させる市役所に。職員がチャレンジ精神を発揮し、時代に即した政策を立案・実施する体制の強化」、これらを実現すべく、松本副市長をはじめ職員の皆さんの奮闘に大きな期待をし、賛成討論とさせていただきます。

〔11番 押本 修君 降壇〕

〔13番 高峰 章君 登壇〕

○13番（高峰 章君） 議席番号13番、会派無所属、日本維新の会公認、高峰 章と申します。令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び4特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算の認定について、令和4年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

9月20日、21日に行われた決算特別委員会での質疑を拝聴し、また私も質疑いたしました。各部門の職員の方々の御答弁から、職務に御専心されていることを拝察いたしました。この点について、心より敬意を表した

いと思います。

令和4年度決算等において、コロナ禍が引き続く状況の中で、継続性・持続性を前提とした堅実な行財政運営を推し進められていることが見受けられました。

しかし一方で、市内公共施設の更新問題が令和4年度決算全体に大きく影響していることを改めて認識しました。実質収支額約28億8,600万円のうち、令和5年度補正予算において、公共施設整備等基金として約9億3,800万円が積み立てられています。また、東大和市公共施設等総合管理計画で、更新費用の必要額、年間約16億円に対して、財源不足額、年間約9億円と指摘されております。しかし、このことを考えてみますと、公共施設等の老朽化は当市だけにその責めを帰す問題ではなく、東京都内の他の自治体、さらには国全体で見られる現象であります。したがって、必要な財源の捻出については、広域行政体や東京都と連携しながら考えていく必要があると考えます。

次に、ちよこバスのシルバーパス導入のことで。

令和4年度の事業収入約2,355万9,000円を補助対象事業経費約8,307万3,000円で割りますと約28.4%となり、目標値である25%を上回ります。シルバーパスを導入した場合、年間450万円程度が事業収入減となり、同様に計算した場合、約22.9%となります。この25%の目標値の見直し、補助金の折衝あるいは予算から年間約180万円程度捻出できれば、この目標値が達成できます。また、ちよこバスの乗車人員も増加傾向にあるとの御答弁もあり、事業収入増になっていきます。そうすれば、180万円未満の補填でシルバーパスの導入が可能となると考えます。

このたびの定例会で、健康づくり事業に参加する市民の方がちよこバスを利用されることも考えられるとの認識も示されました。高齢者が多く乗車されるちよこバスは、高齢者の健康づくりに寄与していると言っても過言ではないと思います。高齢者支援の施策としても、ちよこバスのシルバーパス導入を強く要望いたします。

以上で、令和4年度決算等に対する討論を終了いたします。

〔13番 高峰 章君 降壇〕

〔14番 大川 元君 登壇〕

○14番（大川 元君） 議席番号14番、無所属の大川 元です。令和4年度一般会計歳入歳出決算及び4特別会計並びに下水道事業会計の決算の認定、下水道事業剰余金の処分に賛成の立場で討論を行います。

市財政につきましては、生産人口の減少、社会保障関係費等の増加で厳しい財政状況が続くものと考えられます。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減のための取組については、早急に取り組むべき問題であります。

決算の審議において、市からの御説明では、廃棄物の減量と適正処理について、一般廃棄物処理基本計画に基づきフードシェアリングサービスを新たに実施するなど、食品ロスの削減による廃棄物の減量等を図る取組を進めていくとのことでした。さらに、再利用可能な紙類、布類、金属等について、回収量に応じた報奨金を資源物集団回収団体に交付するなど、資源物回収の奨励と資源物の再利用を促進したとの説明もありました。

和地市長が掲げる未来につながる市政のためには、廃棄物の減量と適正処理、食品ロスの削減、資源物の再利用については非常に重要な課題であります。厳しい財政状況を踏まえつつ、持続可能で未来につながる市政運営を推進していただくよう要望し、この難局に全力でチャレンジし、乗り越えていくようにということで、賛成討論といたします。

〔14番 大川 元君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第40号議案 令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第41号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第42号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第43号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第44号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。  
この採決は起立により行います。

第45号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第46号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。  
ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 議第7号議案 P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第15 議第7号議案 P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 提出者を代表して、提案理由の説明を行います。

9月21日、多摩地域の市民団体は記者会見を行い、さきの650人の血液検査に加えて、総計789人の血液検査結果を明らかにしました。30市町村全てを10人以上の被験者でカバーしたとのことです。平均で国の調査のおよそ2.3倍の血中濃度が検出されたとのことです。

環境省は、P F A Sによる神経発達や生殖、それに免疫系への影響のほか、発がん性などについて本格的に研究を進め、健康影響を未然に防ぐ対策を進める方針とされています。飲み水などのP F A S濃度を1リットル当たり50ナノグラムとする現在の暫定的な目標値の妥当性の検討なども進めるとしています。

9月20日、武蔵野市では、市内小・中学校全18校の全ての井戸にP F A Sを取り除く浄水器を設置する補正

予算を本会議で可決しました。調布市は、市内の小学校や公園にある災害用の井戸30か所と民間の井戸85か所の希望者を対象に、独自に水質調査を行う方針とされています。

国と東京都における迅速な対応が求められています。

以下、読み上げて提案とします。

P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書。

P F A Sはストックホルム条約で製造・使用・輸出入が禁止され、日本国内でも製造・輸入等を原則禁止されている有害物質である。アメリカでは、デュポンに対する公害裁判がたたかわれ、潰瘍性大腸がん・腎臓がん・精巣がん・高コレステロール・妊娠性高血圧・甲状腺疾患の6つの病気にかかった3,550人に対してP F A Sによる健康被害が認定され、760億円の和解金が支払われている。P F A Sは胎盤を通過して胎児にも移行する。京都大学医学研究科の小泉昭夫名誉教授は、P F A Sについて、発達毒性があり、子どもの発達に重大な影響を及ぼし、体重が小さく生まれると警鐘を鳴らしている。

東京都多摩地域の井戸水からP F A Sが検出された問題で、東京都が汚染によって取水を停止した井戸が、7市（立川市、小平市、国分寺市、国立市、府中市、調布市、西東京市）の11施設34本にのぼっている。この点では、過去に米軍横田基地でP F A Sを含有する泡消火剤流出事故が複数回にわたって起きていたこと、これを日本政府が長年にわたって公表していなかったことも判明している。

市民団体が実施した多摩地域650人の血液検査では、過半数の受検市民から米国アカデミーの定める指針値を上回る高濃度のP F A Sが検出され、東大和市民について言えば、受検17人中5人、3割が同指針値を上回る結果となった。

国際的に規制が強化されているが、日本の対応は立ち後れている。日本政府は、P F A Sの中でも広く使用されてきたP F O S、P F O Aについて、有害性、難分解性、高蓄積性、長距離移動性があり、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているとしながら、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては確定的な知見はないとして、いまだに規制基準さえ設けず、河川や水道水などで暫定目標値を定めるにとどまっている。暫定目標値を定める際に参考としたアメリカの規制基準は、今年3月に、桁違いに強化されることが公表されており、現在の暫定目標値をもって現状を評価することは適切ではない。命と健康を守る迅速な対応が求められている。

よって、東大和市議会は、国及び東京都に対して下記のとおり要求するものである。

記。

- 1 米軍横田基地などを含む多摩地域のP F A S汚染の原因を徹底解明し、調査結果を速やかに公表すること。
- 2 上記調査結果に基づき、汚染の防止・除去策を講じること。
- 3 沖縄や多摩地域をはじめ、P F O S、P F O AをはじめとしたP F A S汚染地域での健康影響調査を速やかに実施し公表すること。
- 4 国民の命と健康を最優先する立場に立ち、厳しい規制基準を設けて有効な規制策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。よろしく申し上げます。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第7号議案 P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について議長は、否決と裁決いたします。

---

#### 日程第16 議第8号議案 ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第16 議第8号議案 ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。ただいま議題に供されました議第8号議案 ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

ジェンダー平等の実現は、女性だけでなく全ての国民が多様性を認め合い、自分らしく生きられる社会のため早急に取り組まなければならない課題です。

あらゆるハラスメントや性被害の根絶、賃金・雇用面での男女間格差や根強く存在する性別による固定的役割分担の解消、性別にかかわらず子育てや介護を仕事と両立できる環境の整備など、実効性ある取組をさらに推進することを求め、国に対し意見書を提出するものです。

以下、意見書を読み上げて提案といたします。

ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書。

ジェンダー平等の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、政府も男女共同参画推進法や女性活躍推進法等の制定により、取組を推進している一方で、2023年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本は146か国中125位と前年から9ランクダウンし、過去最低となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の急増など日本のジェンダー平等施策や社会的コンセンサス形成の立ち遅れを浮き彫りにしました。

政府は、2020年に策定した第5次男女共同参画基本計画の中で「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としています。

全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現が求められる中、ジェンダー平等施策の強化は喫緊の課題です。

よって東大和市議会は、政府に対し、日本のジェンダー平等をさらに前に進め、一人一人の人間が希望を持って生きられる社会の構築に向け、積極的に行動することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔4 番 関 綾子君 登壇〕

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、無所属、関 綾子です。ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書に対して、賛成の立場で討論いたします。

ジェンダー・ギャップ指数の125位という順位が表すように、諸外国に比べ、日本のジェンダー平等への取組は遅々として進みません。長年にわたり形成されてきた性別による役割分担の固定観念や、性差別や偏見から脱し、発展的な社会を構築することがいかに難しいことであるかを痛感します。

東大和市では、今回女性市長となり、市民からの期待は大きいものの、議会構成や管理職に占める女性は少なく、ジェンダー平等が進んでいるとは言えません。各審議会などの女性の委員も少ない状況です。ジェンダー平等を漠然とした取組にするのではなく、女性の参画の目標を設定することは必須です。

そして、あらゆる施策にジェンダーの視点を入れるジェンダー主流化を進めること、その事業の結果が女性にとっても男性にとってもよいものとなっているのか。例えばトイレの設置を考えると、男女のトイレの数は適切か、犯罪が起りにくいためにはどのように配置すべきか、またベビーキープやおむつ替えシートの設置は男女ともに必要であるというように、東大和市でも一つ一つの施策にジェンダーの視点を入れることを求めます。

このジェンダー・ギャップ125位ですが、政治と経済の分野の格差が改善されないことが順位が上がらない要因となっています。これは、性別固定的役割分担の下、家事、育児、介護といったケアの部分を女性が担うことで成り立ってきた社会システムを見直さなければ改善されません。これまでケア労働は女性が家の中でやっていたことが前提で、そこを考へに入れずに労働条件がつくられ、政治の活動も行われてきました。女性の参画を進めようとするときに、女性がその役割を負ったままでは、男性と同じように参画できないのは当然です。ケア労働を女性が過度に負っている状況を改め、誰もが家事、育児、介護をしながらも働ける、政治に参画できる、そういった社会システムに変えていくことがジェンダー・ギャップの解消には必要不可欠です。

今ある格差や疎外の本質に目を向け、本当に一人一人が大切にされる社会としていくことを求め、賛成討論とします。

〔4 番 関 綾子君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第8号議案 ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（東口正美君） 日程第17 議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、今定例会に出席されている全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第18 議員派遣について

○議長（東口正美君） 日程第18 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣についてのとお  
り、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたい  
と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時47分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 東 口 正 美

副 議 長 大 后 治 雄

署 名 議 員 上 林 真 佐 恵

署 名 議 員 荒 幡 伸 一